

るための国際安全管理規則（ISMコード）は、規則上強化されていない内航船舶に対しても申請者が任意に構築した安全管理システムを認証するスキームとして運用している。ISMコードはヒューマンエラー防止や企業の安全重視風土の確立に当たり極めて有効であるため、旅客船事業者等に対しISMコードの認証取得の普及を促進するとともに、安全管理

システムを認証するための審査体制の強化を図る。

6 外国船舶の監督の推進

SOLAS条約等に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の構造・設備等のハード面に関して的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。

第5節 小型船舶等の安全対策の充実

1 ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備

(1) ポートパーク等の整備

各地で課題となっている放置艇問題を解消し、港湾等の公共水域の秩序ある利用を図るために、必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるポートパークの整備を推進する。具体的には、運河・水路等の既存の静穏水域、遊休護岸等の既存ストックを活用した係留施設のほか、比較的安価に整備を行うことが可能な公共空地等を活用した陸上保管主体の施設についても整備を推進する。

また、海洋性レクリエーションの振興の観点からも、プレジャーボートの安全な活動拠点であるマリーナについては、民間及び第三セクターが整備を行うにあたって、埠頭整備資金貸付金事業や日本政策投資銀行等による長期・低金利の融資を活用して、その整備を支援するとともに、PFIを含む民間活力を積極的に導入して推進する。

ポートパーク等のプレジャーボート保管施設整備に当たっては、プレジャーボート活動の安全を確保し、秩序ある水域の利用を図れるよう、施設の配置計画やプレジャーボートの活動水域の設定に十分留意するとともに、施設における安全性の確保に努める。

また、高齢者、障害者等による安全な活動に配慮した施設整備を図る。

(2) フィッシャリーナ等の整備

漁港においては、防波堤等の外郭施設、航路泊地等の水域施設の整備を推進し、漁船等の安全の確保が図られるよう努める。

また、漁船とプレジャーボート、遊漁船等の秩序ある漁港の利用を図るため、周辺水域の管理者との連携により、プレジャーボート、遊漁船等を分離収容するための新たな静穏水域の確保を図るとともに、既存の静穏水域を活用し、プレジャーボート、遊漁船等の収容施設等の整備を推進する。

(3) 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

公共水域の放置艇問題の解消に向け、ポートパーク等の整備による係留・保管能力の向上とあわせて、港湾法・漁港漁場整備法に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情に応じた適切な規制措置の実施を推進する。

また、平成14年4月に小型船舶の登録等に関する法律（平13法102）が施行され、小型船舶の所有者を確知するための登録制度が定められたことを受け、今後は、保管場所確保の義務化について制度化に向けた検討を進める。

2 漁船等の安全対策の推進

(1) 漁船等の安全に関する指導等の推進

漁船等の海難を防止するため、関係省庁連携の

第三セクター

国や地方公共団体と民間企業の共同出資で設立される事業体。

PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

下、漁業関係者を対象とした海難防止講習会の開催を通じ、安全意識の高揚・啓発を図るとともに、出漁前の整備点検、見張りの励行、沿岸域情報提供システム等による気象・海象情報の的確な把握等、安全運航に関する事項の遵守及び海事関係法令の励行指導等を行うことにより漁船の安全対策を推進する。

また、漁業者自らの安全意識を高めるため、関係省庁が連携して漁業者自身による安全意識の啓発のための会議の開催や安全推進のための計画の立案等を促進する。

さらに、漁船の海難や海中転落事故の防止に重点を置いて安全対策の強化を図るため、主要漁業基地において、生存対策に関する講習会を開催する等、所要の対策を講ずる。

(2) 漁船の安全性の確保

専ら本邦の海岸から12海里以内において漁らうに従事している総トン数20トン未満の小型漁船は、当分の間、船舶安全法に定める構造・設備等の技術基準の適用が免除されているが、これらの船舶の安全性について評価を行い、小型漁船の安全対策の推進を図る。

また、漁船の海難や海中転落事故の防止に重点を置いて安全対策の強化を図るため、漁船の主要漁業基地において、生存対策に関する講習会を開催する等、所要の対策を講ずるとともに、現在、一部の漁業従事者に対して義務化されているライフジャケットの着用措置についても、その適用の見直しを検討する。

3 プレジャーボート等の安全対策の推進

(1) プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進

プレジャーボート等の海難を防止するためには、マリンレジャー愛好者自らが安全意識を十分に持つことが重要であるため、海難防止講習会や訪船指導等を通じ、海難防止思想の普及を図るとともに、海上交通ルールの遵守、沿岸域情報提供システム等による気象・海象等の安全に資する情報の早期入手その他安全運航のための基本的事項の励行等の指導を

行う。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリンレジャースポーツの利用が盛んな水域等を重点として、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパトロールや地元団体及び関係公益団体との協力体制の強化等を通じて効果的な安全対策を推進する。

(2) プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維持し、船舶の安全性を確保するため、建造技術者を対象とした各種講習会の開催等を推進し、市場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図る。

(3) プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備

総トン数20トン未満の船舶の検査を実施している日本小型船舶検査機構と連携して、適切な検査の実施に努めるとともに、プレジャーボート等の国際規格となるISO規格について、技術的見地のみならず様々な角度から検討を行い、可能な限り国内規則との整合を行っていく。

(4) プレジャーボート等の安全に対する情報提供の充実

マリンレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」、「マリンレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、プレジャーボート等に対し安全に関する情報をリアルタイム（即時）に提供し、情報内容の充実強化を図る。

(5) 免許取得者の知識・技能の確保及び小型船舶操縦者の遵守事項の周知・啓発

簡素・合理化された新小型船舶操縦士免許制度の下で、免許取得者が小型船舶を的確・安全に操縦できるような一定の知識・技能の習得の確保を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の遵守すべき事項（酒酔い等操縦の禁止、危険操縦の禁止、ライフジャケットの着用等）の周知・啓発、違反事項の調査・取締を実施し、マリンレジャー愛好者のマナー意識・安全意識の向上

を図る。

4 ライフジャケット着用率の向上

漁船及びプレジャーボート等の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者においては、ライフジャケット非着用者が高い割合を占めていることを踏まえ、関係省庁、地方自治体及び関係団体が連携し、自己救命策確保キャンペーンを積極的かつ効果的に推進し、ライフジャケットの着用効果等についての理解と、その着用の徹底を図る。

また、着用義務違反に対する指導・取締りの充実、着用措置に関する規制のあり方を検討しライフジャケットの着用率を向上させる。

特に、着用率が一向に向上しない漁船については、水産関係団体等に対しても、漁業者に対しライフジャケットの着用を推進するよう働きかける。

5 海難等の情報の早期入手

海難等が発生してから海上保安庁が認知するまでに時間を要する、また、第三者機関を経由するなどにより、情報内容の正確性が低下することがある。

このため、関係機関、関係団体等により、緊急通報電話番号「118番」の周知・啓発を推進するとともに、防水機能付携帯電話の携行を推奨し、海難等通報体制の整備を図ることで、海難情報の早期入手に努める。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通のふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び海難の発生に結びつくおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に海上輸送やマリンレジャー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

警察では、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の大型化、高速化等を進めるとともに、水上警察活動に従事する警察職員に専門的な知識、技能を習得させるなど、水上警察活動の体制の充実強化を図る。

船舶交通のふくそうする港内、事故の起きやすい海浜、河川及び湖沼等において、警ら用無線自動車や警察用航空機と連携したパトロール等による警

戒、警備、訪船連絡等を効果的に実施し、事故に直結しやすい海事関係法令違反に重点を置いた指導取締りを推進する。また、レジャースポーツに伴う事故防止のため、その愛好者に対し遊具の搬送、持込みに際して安全指導を行う。さらに、各種レジャースポーツ関係業者、港湾、船舶、漁業関係業者等と共に官民一体となった水上交通安全思想の普及・啓発活動を行う。

このほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど、水上交通に関する秩序の維持に努める。

第7節 救助・救急活動の充実

1 海難等の情報の収集処理体制の充実

海難救助を迅速かつ的確に行うためには、海難等の情報を早期に把握することが必要であることから、海上保安庁では司令部門と通信部門の一体化による情報収集の一元化、携帯電話の発信位置情報を取得できるよう緊急電話通報「118番」の受付機能の強化、更に、コスパス・サーサット捜索救助衛星

システムの新たな国際基準への対応を図り情報収集体制の充実を図る。

また、携帯電話からの118番通報による位置情報、コスパス・サーサット捜索救助衛星システムによる遭難警報、船舶に搭載されたAIS等から得られるわが国周辺海域の船舶動静情報を活用した海上保安業務システムの構築を進め、救難即応体制、海難防止